

人口・社会統計部会
第8回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

第 8 回人口・社会統計部会
議事次第

日 時：平成 20 年 3 月 13 日（木）10:00～12:05

場 所：総務省第 2 庁舎 3 階第 1 会議室

1．開 会

2．議 題

平成 20 年に実施される社会教育調査の計画について

3．閉 会

阿藤部会長 それでは、定刻になりましたので、「第8回人口・社会統計部会」を開催いたします。

本日の議題は、前回に引き続きまして、「平成20年に実施される社会教育調査の計画について」でございます。本日は、前回部会において指摘されました事項及び論点メモの各事項について審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、本日の配付資料の説明、それから、2月19日開催の前回部会の結果概要について、會田統計審査官からお願いします。

會田統計審査官 本日の配付資料でございますが、議事次第の後ろに4つほど付いております。1つが前回の結果概要、議事概要がございます。

それから、「平成20年度社会教育調査についての検討状況」、これは文部科学省さんの方からの説明のペーパーでございます。

次に、「生涯学習センターの調査内容等について」ということで、斎藤委員の方から、前回いろいろ御議論がありました生涯学習推進センターということについて、お考えをまとめていただいて、ペーパーとして提出していただいたものでございます。

4つ目として、「社会教育調査に係る統計審議会答申内容への対応状況」、これも文部科学省さんの方で用意していただいているものでございます。

次に、前回の結果の概要をおさらいの意味で簡単に説明させていただきます。お手数ですが、資料1をごらんいただきたいと思います。今回は第1回目ということで、簡単に諮問の内容を説明した後、部会長が作成されました論点メモに従って御議論いただきました。この資料ですと、5の「概要」の(3)の「調査の統合について」というところから御審議いただいたこととなります。

(3)の「調査の統合について」は、社会教育調査、もう一つ、生涯学習・社会教育施設調査という承認統計を2つ実施してございましたが、それを一体化するという事で御審議いただきました。これにつきましては、黒ポツで書いてありますような御意見をいただきまして、母集団情報として適切に把握できていれば問題ないではないかということ、平成23年に経済センサスがあるので、その母集団名簿を適切に提供できるようにということ、この調査はハード中心になっているけれども、ソフトの部分に重きを置いていく必要があるのではないかと、そういった御意見が出ております。基本的には、今回の調査計画はいいけれども、デマンドサイドというか、利用者サイドというんでしょうか、そういったサイドに立った調査の必要性があるのではないかとということで、今後の課題とするというふうに、部会長の方から整理していただいております。

それから、(4)の「調査の新設について」です。調査といっても、新しい調査をつくるわけではございませんけれども、いわゆる生涯学習推進センターという種類の施設についても、今回対象に含めるということが今回の調査計画に入っておりますので、それについて御審議いただきまして、生涯学習推進センターと一口に言っても、いろんなものがある、なかなか線引きが難しいのではないかというような御意見をいただきました。審議の結果、これを含めることは妥当であるけれども、調査対象施設の定義については整理をお願いしたいというふうに、部会長の方から整理いただきました。

それから、次のページをごらんいただきまして、「調査対象の拡大」ということで、これは従来、地方の教育委員会が所管しておりました青少年教育施設、女性教育施設にとどまらず、今回は独立行政法人とか、地方の首長部局が所管する青少年教育施設とか女性教育施設についても含めるということで、今回の改正計画は出ておりますので、これについて御審議いただきました。これについては、妥当であるけれども、例えば、青少年婦人会館といった場合にはどちらに分類するのかとか、その辺について少し整理が必要ではないかというような御意見が出ております。これについては、おおむね妥当という形になっております。

それから、(6)の「調査事項の追加について」を御議論いただきました。今回、社会教育調査という施設の調査だけれども、アクティビティの面などがあって、施設に付随するレストランだとか駐車場の整備状況だとか、経済的な機能を把握するということも考えていいのではないかという御意見が出ました。

それから、今回の調査事項の改正計画につきましては、施設の建築年・建築物の構造別の把握というのが入っておりますが、これにつきましては、学校基本調査の調査項目との整合を図って検討してはどうかという御意見をいただきました。

それから、公民館等で学級とか講座を開催しておりますが、その学習内容別の区分は従来6区分で取ってございましたが、今回からは約80区分で把握するということに変更しておりますが、それについての御審議をいただきました。今回の80区分というのは何を根拠として細分化してきているのか。例えば、産業分類には国際標準分類とか、そういう標準分類があるけれども、こういったものについては国際分類というものが何かあれば、それに準拠するのが望ましいのではないかという意見等ございまして、この80分類、内容区分につきましては、もう一回、調査実施者の方で精査していただくということで整理されました。

もう一つ、ボランティアについて今回追加されて、強化されてといたしますか、調査事項

になっておりますけれども、こちらについても御審議いただきまして、ボランティアといっても、施設のために行うボランティアなのか、その施設を拠点として地域で活動するボランティアなのかという御意見が出まして、施設のためのボランティアだろうということで御意見が出ております。それから、ボランティアの活動についての活動時間みたいなものが必要ではないか。それから、ほかの施設に聞く場合には、もう少し聞き方を変えてはどうかとか、そういう御意見が出ました。活動内容の選択肢については、少し整理してはどうかという形で、部会長の方から整理いただきました。

以上が前回の部会でございます。

前回の部会の内容を、今週月曜日に行われました親委員会であります統計委員会の方で、部会長の方から御報告いただきまして、審議の内容については大体御了解いただいたんですが、いわゆる利用者側というか、デマンドサイドというか、そちらのサイドに立った調査の改正というものが求められるというように部会長の方から説明されましたときに、ほかの委員の方から、そういった指摘は前々回の統計審議会におけるこの調査の審議の段階からも何回も出されていて、それがいまだに出ているというのは、調査実施者の方で余り改正していないのではないかという御意見等出まして、今回、文部科学省さんの方で、平成14年ぐらいからこの調査をどのように改善してきているかということの説明をいただくという形になってございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

阿藤部会長 ありがとうございます。それでは、審議に入らせていただきます。今回の部会では、まず、前回部会での御議論、御意見を踏まえた検討事項についての審議を行います。続いて、論点メモの残りの部分、オンライン調査の導入並びに集計事項の改正についての審議をお願いいたします。

それでは、まず、前回審議を踏まえて、今回計画の修正等について検討すべき事項でございますが、今の資料でもいいと思いますが、論点メモ3の関係で、今回の計画で新たに調査対象とした生涯学習推進センターをよりの確に把握するために、その定義を明確にする必要があるということでございます。この点につきましては、御出席の斎藤専門委員の方から御意見をいただいておりますので、資料-3でお配りしてありますので、後ほど御意見を伺いたいと思います。

次に、論点メモ5の関係で、新たに調査事項として追加した施設の建築年・建築物の構造別の把握について、原案の項目で不足はないかという点でございます。

それから、今回の計画では、学級・講座の学習内容別区分を細分化しておりますが、そ

の分類は何に基づいているのか、分類は妥当なものとなっているのかという点と、調査票のレイアウトやプレプリント方式の導入等の報告者負担の軽減のための工夫というものができないかという点でございます。

それから、社会教育施設等におけるボランティア活動の実態把握を充実させるための項目を追加しておりますが、対象とするボランティアは、いわゆる施設ボランティアだけでよいのかという点と、ボランティアに対する研修の状況は的確に把握できるかという点及びその活動内容を把握する調査項目の選択肢は、青少年教育施設や女性教育施設等について、施設の設置目的を勘案したものになるよう整理する必要はないかといった点であったと思います。

文部科学省さんの方から御説明を願う前に、先ほど申し上げた斎藤先生の方からの資料3で、御説明をお願いします。

斎藤専門委員 おはようございます。斎藤でございます。前回の会議の中で、その後、個人的に周辺の状況も調べてみた結果として、フォーマットを変えるのは大変難しいのかもしれませんが、希望として聞いていただければというふうに考えました。

生涯学習センターは、前回の話にもありましたように、やはり条例並びに要綱、これは神奈川県からの御意見もありましたが、両方からきちとした形での、ベーシックなところをきちんと押さえておかないといけないのかなというふうに考えました。といいますのは、名前だけ「生涯学習センター」となっていますけれども、どうも中の機能が十分機能していないというもありそうだとということもありましたものですから、そういうふうにしたらどうだろうか。これは前回決められたことかどうかという気がしました。

もう一つ、これは県でもそうですし、市立の生涯学習センターでもそうなんです、公民館、図書館、青少年教育施設というものと複合施設になっていて、全体で生涯学習センターと言っているところが結構多うございまして、そうしてみると、もしかしたら、2番目に挙げておきましたように、例えば、文化施設とか、児童施設だとか、その他いろんな施設の複合で持っていやしないだろうかということがちょっと懸念されるものですから、もしできれば、どういう施設と複合しているかということも調べてみたらいいのではないかという観点です。

3番目については、生涯学習センターと言いますけれども、こういうのを生涯学習センターと言うというふうには書いてあるんですが、それに続いて、こういう機能を持っているものという形で、イントロダクションのところを少し説明しておいて、次の中からこういうものというふうに順序をした方がわかりやすいのかなというのが3番目のところです。

それから、4番目につきましては、どういう職員を持っているかということなんです。例えば、社会教育の専門家として教育委員会の中に社会教育主事を置くとなっているんですが、実際にそういう施設も含めて、有資格者の社会教育主事がいるのか、いないのかということがもしわかれば、それなりの相当の職員を置いて力を入れているか、入れていないかということがわかるのではないかとということがございまして、公民館の中にたしか有資格者という調査項目があったような記憶があるものですから、そことの整合性が取れるのかどうか。それから、場合によっては、学校教員の身分のまま、指導主事という身分で置いているような生涯学習センターがあるということもありますものですから、学校教育サイドとの連携を取っているか、いないかということも重要なポイントではないかという観点から、4つの項目に分けて整理をしてみました。これはあくまでも希望でございますので、また事務局の方で御検討いただければと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。それでは、多分、今の問題も含めてだと思っておりますが、文部科学省さんの方から御説明をお願いします。

文部科学省 それでは、資料2に基づきまして、先ほどの斎藤委員からの御指摘も踏まえながら御説明をしてみたいと思います。

まず、論点3の関係でございます。生涯学習推進センターの定義について整理をする必要があるという御指摘がございました。これについての修正案でございます。原案と修正案と対照表のような形で掲げておりますけれども、ポイントといたしましては、修正案の方をごらんいただきますと、アンダーラインを引いているところですが、まず、設置の根拠につきましては、条例だけではなくて、要綱により設置された施設もあるということで御指摘がございましたので、そこは条例または要綱という形で拡大をしたいというふうに考えております。

それから、今回は、原案については機能に着目した定義ということで何とかいけないか、それと、館の名称に「生涯学習」あるいは「生涯学習推進」といった名称と、その2つの要件で定義をすることではどうかというふうに考えましたが、御意見を踏まえまして、修正案の下から3行目のところにありますように、「なお、市（区）町村立の施設については、名称に『生涯学習』を含む施設を調査対象とする」というふうに変更させていただいております。

これについては、都道府県立のものについては、必ずしも「生涯学習」が名称に入っていないにもかかわらず、機能としては、やはり地域における生涯学習推進の中心機関ということで働いているというような、そういったセンターが幾つか見受けられるという御指

摘がございましたので、都道府県立のセンターについては、これは機能だけの定義で判断していただく。それに対して、市町村立のものについては、公民館とか、そういった類似施設などとの線引きがより難しい分野、カテゴリーであろうかとも考えましたので、市(区)町村立の施設については、原案と同じように機能及び外形的な要件ということで、名称に「生涯学習」を含む施設という形で何とか区切れないだろうかということでございます。この点、是非御審議をいただきたいと思っております。

2ページ目に入りまして、生涯学習推進センターとの関係でございますが、調査、調査対象の名称を「生涯学習センター」ということで改めたいと考えております。これはたしか浅井委員から御指摘があったかと思えますけれども、四角の中に平成2年の中教審の答申の抜粋を掲げておりますが、ここにありますように、生涯学習センターというものがより広い概念としてあって、その中にそれぞれの地域の生涯学習を推進するための中心機関ということで、生涯学習推進センターという、そういった整理をこの答申の中ではされているものですから、今回の調査、あるいは調査対象の趣旨ということから考えました場合に、用語としては、「推進」を使わないで、「生涯学習センター」ということで、より広い概念を用いた方が適切ではないかということで、このように改めたいと考えております。

続きまして、論点5でありますけれども、調査事項の追加の関係で、施設の建築年・建築物の構造別の把握ということでございます。これについては、前回、多少説明が足りない部分があったかと思えます。公民館等の社会教育施設は、災害時の避難所に指定されているというような例も多いことですから、老朽化、あるいは耐震化といった点が課題になっているということは前回御説明したとおりであります。

もう一つ、社会教育施設においては、かつてございました公立社会教育整備費補助金で建築されたものがたくさんございます。これについては、構造別に処分制限期間というものが設けられておりましたので、それとの関係ということからも、建築年というものを把握する必要があるというふうに考えております。補助事業における処分制限期間というものが、構造によって、ここにありますような期間が定められておるものですから、こういったものの判断の1つの目安ということで把握する必要があるかと考えております。

次のページに入りますが、ほかの調査との関係ということで申しますと、例えば、学校基本調査におきましては、建物の構造別とその面積という形のデータを取っておりますし、同じく指定統計調査の中で、住宅・土地統計調査の方についても確認をしてみました。これについても建物の構造と建築の時期というような把握のされ方をしておりましたので、そういったものとの並びからしても、まずはこの程度の基礎的な情報を把握するというこ

とで、今回やらせていただければというふうに考えております。

続きまして、3枚目の学級・講座の学習内容の関係でありますけれども、まず、80項目の区分の根拠ということでありますけれども、これについては、国立教育政策研究所の社会教育実践センターというところが、平成14年度と18年度に「公民館における学級・講座等の実態に関する調査研究」というのを行っております。実は、このときの区分を参考にさせていただいたということでもあります。一応、そういった先行する調査の実績があるものですから、今回、社会教育調査の中で80項目ということでも、調査客体側としては、何がしかの経験はあるということでもあります。

ただ、細かい点で、区分によってちょっとわかりにくいところがあるんじゃないかということにつきましては、ここはもう少し私どもの方でも精査をさせていただいて、客体側にとってより理解しやすい、わかりやすいような形の改善を、微修正はさせていただきたいというふうに考えております。

それから、記入様式ということで申しますと、これもここにあります国立教育政策研究所が行った調査研究のときの様式を参考にいたしました。その折には、区分の中から該当するものを選んでコードを記入していただくというようなやり方をとっておりますので、客体側としても、そのときと同じようなやり方の方がよりやりやすい、かつ負担の軽減になるのではないかとこのように考えまして、このようなやり方を採用させていただければと考えております。

続きまして、ボランティア活動の状況であります。これについては、ちょっと定義がはっきりしておりませんでしたけれども、今回の社会教育調査では、社会教育施設を活動の場とするボランティア活動を把握するということを目的としてやりたいと思っております。これについては、理由としては、施設に着目した調査でありますために、逆に施設外で活動しておられるボランティアを把握するというのが、各施設にそういうことを聞く、あるいは教育委員会にそういったことを聞いても、なかなか把握が難しいであろうというふうに考えられることが1つと、もう一つ、第2ということで、社会教育施設というのは、施設側からいろんな教育事業を提供するというだけでなく、学習者の方々がそういった成果を生かして活躍する場と、そういった位置づけ、役割も果たすことも期待されているという観点もありまして、この調査においては、施設における活動という観点から把握をするということが適当ではないかというふうに考えております。

それから、ボランティアに対する研修の有無という点でありますけれども、これについては、当該施設に登録したボランティアを対象とする研修ということで、今回は把握をさ

せていただきたいと思います。そういった中身である限りにおいては、主催、共催、あるいは委託だとか、そういったところについては、いずれでも構わないというような形で把握をさせていただければというふうに考えております。

それから、(3)の活動の種類ということであります。これについては、日ごろ、そういった関係施設との関係で把握しているような情報を基に、施設に登録されたボランティアがどういった活動をしているかといったようなものの事例を基に作成をしております。施設ごとに多少、分類、種類が違うわけでありまして、図書館と博物館につきましても、それぞれの施設の専門性に対応した活動内容ということで把握するのが適当ではないかと考えておりますが、公民館、青少年教育施設、女性教育施設、生涯学習センターにつきましても、むしろこの4つの機関の間で施設横断的な比較を行うことが今後の政策を考える上で非常に有効ではなかろうかというふうに考えましたので、この4つの施設については統一した選択肢を用意させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

資料に書いてあることは以上でございますが、多少補足ということで、前回、各委員から御指摘いただいたことにつきまして、簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、鈴木委員の方から、例えば青少年婦人会館みたいな施設を青少年施設に含めるのか、女性教育施設に含めるのかというような点がございましたけれども、これにつきましては、今後、手引を作成してまいりますので、その中で客体側の混乱が生じないような形で、それについては引き続き整理をさせていただきたいと思っております。

それから、野村委員から御指摘がございました2つ、まず、レストランとか駐車場といった経済的な機能の面からの把握ということでもありますけれども、今回の調査等について、文科省としてそういったデータを収集することについての必要性和、それを施策に生かせる可能性があるかということについて検討いたしました。今回はこれといったものが見当たりませんでしたので、これは前回の繰り返しになりますけれども、次回以降の課題ということで、引き続き検討させていただければというふうに考えております。

もう一つ、野村委員の方から、国際的な学習の区分みたいなものを学級・講座の分類等の参考にすべきではないかという御指摘がございました。その後、ユネスコとオーストラリアの分類ということで情報をいただきましたので、それについても私どもの方で確認をいたしました。例えば、小中高大といった教育の過程とかレベルによる分類と、教育内容による分類と、どちらにもそういった観点からの分類がなされておりましたが、教育内容の分類ということで申しますと、どちらかというと、フォーマルエデュケーションといい

ますか、そういった観点からの分類、例えば、学問ごとの分類とか、そういったものが中心になったものでございまして、私どもの方の分類と多少重なる部分がないわけではないんですが、社会教育施設が提供する学習サービスとは必ずしも相入れない部分があるかと思いましたが、正直申し上げて、今回御指摘いただいた部分については余り参考にはならないだろうと思っておりますが、これについては、今後また国際的な動向についても適宜把握しながら、改善すべき点は検討していきたいと思っております。

あとは、斎藤委員から御指摘の点について、資料3になりますが、これについて、多少重複する点もありますが、簡単に触れさせていただきます。

まず、1の調査の対象についてですが、条例及び設置要綱という御意見については、反映させていただいております。

それから、2番目の単独か複合かということについてですが、各施設ごとに単独か複合かということについては聞きたいと思っておりますけれども、生涯学習センターについて、今回、まずはこういったところにこういった施設が、都道府県立、市町村立含めて、どれくらいあって、基礎的な活動としてどういうことを行っているかといった、できれば基礎的な情報の把握に今回は絞らせていただければというふうに思っております、こういった施設と複合になっているかという点については、まずは基礎的なデータを把握した上で次の段階の検討事項ということで、私どもとしては考えさせていただければというふうに思っております。

それから、3番目の学習センターの機能という点でありますけれども、これについては、できれば中教審の答申にあるものが客側としてもわかりやすいだろうと思いましたが、できれば原案どおりにさせていただきたいと思っております。これについても、今後、こういう形で把握した上で、また課題等ございましたら、将来的には改善すべき点はしていきたいというふうに思います。

それから、4番目の職員の構成ということでございます。職員のうち、こういったものが有資格者なのかということで、その整理をする必要があるという御指摘がございましたが、これについては、社会教育主事の有資格者ということで整理をしたいと思っております。ただし、発令されているか、されていないかという点については、発令されていないものも含めて、幅広く、まずは把握しておきたいというふうに思っております。

あと、学校教員の身分がそういった指導主事等で発令されている者について把握する必要があるかどうかということについてですが、これについては、生涯学習センターに必要な専門的な職員ということで、まずは社会教育主事の有資格者を把握させていただいて、

その上で更に、指導主事を含めた、そういった者の把握の必要があるかどうかということについては、できれば次回の検討課題とさせていただければというふうに思っております。

とりあえず以上でございますが、資料4については、今、併せてお話ししますか。

阿藤部会長 それは後でまた。

文部科学省 よろしゅうございますか。では、以上でございます。

阿藤部会長 御丁寧な御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの、前回の提起された問題についての文科省からの御説明に対する御意見、御質問がございましたら、どうぞ。斎藤委員、いかがでございますか。

斎藤専門委員 御説明ありがとうございました。1つ、生涯学習センターの中で、これは教育基本法の中にも入っているんですが、これもちょっと実態がわからないんですけれども、今、家庭教育が非常に大事だと言われている現実もございますので、やっているか、やっていないかということまで調べるどうか、難しい面があるかもわかりませんが、今、子育て相談とか、公民館等でもやっているんですが、家庭学級という、親御さんを集めた研修会をたくさんやっていますが、そこと生涯学習センターとがリンクしてやっているというような場面もあるんですが、項目が1つぐらい入るといいのかなと、これは個人的な要望ですけれども、ここで御検討くださればということでございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。これは少子化問題とも絡むようなところがありますので、できれば御検討願いたいと思います。

文部科学省 はい。

阿藤部会長 ほかの方で、御意見ございますでしょうか。野村委員、どうぞ。

野村委員 幾つかありますが、まず分類の話でいきますと、私が見る限りにおいては、ABS(Australian Bureau of Statistics)の分類とか、エデュケーションといいましても、もっと広くスポーツ系やカルチャー、アート、当然、対象としているんなものを含んでおりますし、国際分類として、ユネスコの方にも、2つの構成になっているみたいで、1つは狭義の方のものもありましたが、広義の方では、broad groups and field of educationという形の中では、幾つか、もう少し広い形のエデュケーションというものをとらえておりますし、今回のものには参考にならないという判断でしたが、私は本当にそうなのかなという形はあります。

資料4の方の話になるかもしれませんが、後であれなのかもしれませんが、体系論みたいなものを考えたときに、生涯学習というものの空間軸というもの、学校教育なり民間教育との接合、もっと体系的にとらえることができないかというのは、常にこれまで課題

であり続けてあったということだと思いますが、そのときに生涯学習が、社会教育、学校教育、民間教育という中での接合を取ろうとしたら、やはりより広い、もう少し合理的な分類の体系の中で構築されるというのが標準的であろうというふうに思いますし、それを今ここで体系論として見ないで、この部分だけ生涯学習として持ってきて、むしろカルチャーのような部分を強調される意味がどこまであるのかということの、今回、国立教育政策研究所というものの先行研究があるという話でしたが、それを使うという事実ではなくて、なぜそれをやるのかということの権利といえますか、正当性の根拠をもう少し詰めるべきではないかなと思います。

一方でレストランとか駐車場の話に関しましては、文科省の政策的にレストランをやれなどという話では勿論ないわけです。それは経済的な捕捉といえますか、経理機能、経理的な事項ということで、後でまた出てくるとは思いますけれども、博物館とか、市場的に意味のある価格で提供しているサービスもある。民間とほとんど同じようなプライスで提供しているものもあるし、一方では無料で提供しているものもある。そういうマーケットのプロダクションとノンマーケットのプロダクションが混在している中に、社会教育なり生涯学習というものをとらえるという調査になっている。その中に、市場として、アクティビティとして見れば、レストラン、駐車場も当然あるんだということの一例であって、経理事項等の一体としてそれは検討すべき体系論の中に位置づけられる話なんだろうと思っています。

生涯学習センターに関して、名称によって市区町村の施設を分類するというのも、統計調査としてどうなのかと、少し疑問に思うんです。企業の名称で産業分類を決めるような話に聞こえてしまいますので、もう少し、調査対象を特定するための外形的要件が必要であるということの根拠といえますか、それをやって、アクティビティ、機能と書いていますけれども、経済活動をとらえましょう、その上でそれが生涯学習という、我々の本当に捕捉したい部分の視野の中に入ってくるのか、入ってこないのかを決めるのが標準であって、そこはどういう意味なのかなということだと思います。

もう一点、施設に関してですが、法人建物調査とかで、そういうものは一括して扱えれば、本来、最も望ましいのかなと思います。私としては、調べないとわからないんですけども、処分制限期間というもの今回出てきておりますが、実質上 60 年と 45 年、構造別に 24 年とか、これは償却資産の耐用年数表の法定耐用年数の数字そのものだろうなと思いますが、それ自身が処分制限期間という形で法的に決められているというふうに、本当に決められているのか、ちょっと私は認識していないんですけども、決められていると

しましたら、それを今回、統計として捕捉するというこの関係性といえますか、これがなぜこの疑問に関係しているのか、もう少し説明いただければと思います。

以上でございます。

阿藤部会長 4点ほどあったわけですが、今、ここでお答えいただけますか。

文部科学省 まず、分類についての御指摘がありました。確かに全く参考にならないというわけではなくて、スポーツですとか、文化的な活動ですとか、そういった点については多少重なる面があることは事実でございますが、現時点で、一部であっても、そういった国際的、あるいは外国で分類しているようなものに合わせる必要があるのかどうか、その辺については、私どもとしても何とも判断し切れない部分もありますので、そこは引き続き検討させていただきたいと思っております。

あと、経済的な活動という点については、社会教育調査でとらえるべき話か、あるいは経済センサスのようなところで、これは経理事項一般ということになりますけれども、そういうところで一体的に把握した方がよいのか、そういったことにも絡んでどうかと思っておりますので、そこは是非、引き続き御意見を賜ればというふうに思っております。

もう一点は、センターの定義という御指摘もございました。確かに市区町村立の施設について、外形的な要件ということで果たしていいのかどうか、そこは専門的にぎりぎり詰めた議論ということになりますと、必ずしも適当でないのかもしれませんが、前回御説明しましたように、今、類似施設というもので把握されている施設の中に「生涯学習」という名称がついているものと、そうでないものが混在している状況でございます。まずはそのところを何らかの形で切り離して、公民館類似施設と生涯学習センターということで、なかなか難しいかもしれませんが、まずは一たん切り分けた上で、おのおのの категорияでその状況を把握するということが優先的な課題として、私どもとしてはあると考えておりますので、そういった観点から、機能面とプラスした定義ということで、こういった外形的な条件を使わせていただければというふうに考えておる次第でございます。

あとは、80分類についても、国立教育政策研究所の前例を、事実として使うだけでなく、なぜ使うかというようなお話もございました。これについては、私ども、こういった施設の活動実態というのを、より詳細に細かく把握したいという課題意識はあるわけですが、それを手法として、どういったやり方で取り上げるのがいいのかということについては、正直試行錯誤しているところがございます。実は、そういったことに関する研究の蓄積というのも余りないというのが正直なところでございます。そういったことから、現時点では、実績として信頼に足る調査をまずは参考にさせていただいた定義によって、

統計調査として把握をし、それをベースにして、今後、より適切なやり方を模索していくといった方向性の中での今回の1つの判断というか、選択であるというふうに御理解いただけると大変ありがたく思います。

以上でございます。

阿藤部会長 施設の建築年・建築物の件はありましたか。

文部科学省 失礼いたしました。施設の建設年限自体は、当時、社会教育施設整備費補助金の設置要綱に記載されていたものであります。その制度自体は今もうないわけでありまして、ただ、そういった補助金によって整備された施設というものが、その後、どういった状況にあるのかということについては、文科省としては引き続き把握していくということが適当であると考えておりました、そういったものが地域の施設としてきちっと役に立っているかどうか、避難施設ということも含めて、きちり役割を果たしているかどうかということ把握する観点から、このようなデータを取ることが必要ではないかというふうに考えている次第でございます。

以上です。

阿藤部会長 今の4点のお答えに対して、野村委員、再度ありますか。

野村委員 資料4とかかわりますので。

阿藤部会長 そうですか。では、また後ほどということ。

それでは、ほかに御意見ございますでしょうか。笹井審議協力者。

笹井審議協力者 国立教育政策研究所から来ているもので、野村先生の御指摘に対して補足の説明をさせていただければと思っています。学習内容区分のコードの話なんですけれども、確かにほかの国でもそういう調査をやっている事例もありますし、国際機関でもコード表みたいのをつくってという事例もありますが、生涯学習というか、いわゆるノンフォーマルの分野の統計調査の場合に、正直、その国の、あるいはその機関を背景にしている地域、リージョンの社会的な実態を反映してしまっていて、国なり地域なりによってかなり中身が異なるというのが実情なんです。例えば、OECDの、生涯学習そのものではありませんけれども、生涯学習の一部分のことについて調査する場合と、EUがそういうことを調査する場合でも、調査の項目が違ってくるわけです。

つまり、フォーマルなエデュケーションのイメージで考えてしまうと、フォーマルなエデュケーションは、大体、学校教育の構造はどここの国も同じです。リソースも、教科書とか教員とか学校という施設とか、共通のものを使っているから、比較的国際標準ができやすいんですけども、ノンフォーマルとか生涯学習となってくると、かなり実情が異なっ

てくる。国際的にも準拠できるようなものをつくるという思考はよくわかるんですけども、実態としては、正直難しいところがあるんじゃないか。

例えば、今、中国や韓国もこういう取組みが盛んになっておりますので、そういうところも含めて、もう少し国際的な動向なり調査の実態をきちんと調べて、中長期的といいましょうか、少なくとも次回までの検討として取り扱うのが適当ではないかというふうに思っています。別に私どもの研究所がやった調査の中身が正しいと言うつもりは毛頭ありませんけれども、とりあえずの参考資料としてそれを使っただけであればありがたいなというふうに思っている次第であります。

それから、野村先生のもう一つの御見解の生涯学習の体系にかかわることなんですけれども、ちょっと考えてもわかりますように、例えば、家の中で本を読んだり、インターネットをやったりとかということも生涯学習の活動だというふうに考えれば、ある種、その活動というのは無限にあるわけです。なので、それを行政調査的なものでどこまで捕捉するかというのは、単にロジカルに考えて答えが出るものではないというふうに思います。

つまり、そこには、そういう現象というか、生涯学習のアクション、行為がどういう意味を持っているのかということ、行政的にどういう意味を持っているのか、あるいは個人の一生、人生をつくる上でどういう意味を持っているのか、あるいは国家、社会としてどういう意味があるのかという意味づけを少し考えていって、どこどこに絞るといふふうにしないと、調査の設計というのはできないんじゃないかというふうに思っております。

ですので、レストランの話もありましたけれども、前回の調査までは、社会教育という、ある意味では限られたところに絞ってきたんですけども、今回、生涯学習センターということで、一步踏み出すということになりますので、当面は踏み出した形でしていって、その上でもう少し拡充していく方向を考えていく方が現実的ではないかなと思っております。

それから、論点2の生涯学習センターの話にかかわることなんですけれども、実態として、都道府県が設置している生涯学習推進センターというものと、市町村が設置している生涯学習センター的なものというのは、性格といいましょうか、機能としてちょっと違うんじゃないかなというふうに思っています。つまり、都道府県というのは、国と市町村の中間にあって、中二階的な位置を占めているもので、生涯学習というと学習者が中心なのかなと思います。そういう意味では、中二階的な行政をする部分なのかなと思います。

そうすると、直接、個々具体的な学習活動に対して援助をするということよりは、むしろ、もう少し間接的に情報提供したりとか、あるいは市町村の職員の研修をしたりとかと

というようなことが実態としても行われているのではないかと思うわけです。あるいは広域的な行政がやるとか。そういうことで、文科省から話がありました2つに方向を分けて考えたらどうかという御提案だと思えますけれども、基本的には賛成です。とりあえず中教審の指摘している機能というものを都道府県のセンターの方に当てはめて、それを踏まえながら、もう少し市町村レベルでも幅広く捕捉しようということが必要なのではないかと思います。

ただ、実態としては、やはりこれも無限にいろんな活動の実態があり、名前の種類もかなりいろんなものがあるって、生涯学習という名前を使っていなくても、生涯学習の活動をサポートしている施設もありますし、その逆もまたあるわけです。そういうふうにと考えると、何らかの形で一応の区切りをつけないといけないという意味で、今回、とりあえず「生涯学習」という名称で区切るとするのは1つのアイデアかなというふうに思っております。

以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。浅井委員、どうぞ。

浅井専門委員 生涯学習の定義といえますか、広くとらえていただきたいというお話についてですが、今、笹井先生がおっしゃったことに関連しますけれども、それぞれの国で発達の仕方が異なるということが1つと、生涯学習という定義をし始めますと大変なことになりまして、人間が生きている限り成長、発達しているわけですから、生活全体が生涯学習ということになってしましまして、すべてが生涯学習になってしましますので、そこは特に人間が変容するところに限ってにさせていただいた方がいいと思うんです。スポーツとか文化活動も勿論、生涯学習にすごく関連があるんですけども、ではイコールかというと、決してそうではなくて、スポーツも、勝負をするところのスポーツはスポーツなんですけれども、勝負するためには訓練をしなければならない。そのところは学習に入りますので、やはりある程度学習というものをきちんと整理して、私どもはそれなりに整理はしてありますので、その中で「生涯学習」という言葉を使っていたきたいということですから、先ほどの文科省の方の分類で、日本の場合には大体、私どもは納得できるのではないかと考えております。

それから、センターの名称のところなんですけれども、とりあえずは市町村の名称につきましては、「生涯学習」という言葉がつくということによろしいと思うんですけども、これは文科省の言葉で「マナビー」という言葉が使われていまして、それを名称に使っているところ等、どうしましょうと、実際のところ、そういうことは感じるころはござい

ます。

もう一つ、人々が行っている実態の方の生涯学習についても広くとらえていただきたいというお話が前回もあったかと思えますけれども、内閣府の方で数年置きに生涯学習に関する調査を行っておりますので、こちらの方は、国民が行っている生涯学習をどう支援していくのか、その支援というものが十分行われているかという観点でとりあえずは進めていただければよろしいのではないのかなと思っております。

以上です。

阿藤部会長 内閣府の方の調査というのは、3,000 標本ぐらいのものですか。

浅井専門委員 そうですね。標本数は覚えていませんが、かなりのものです。数年置きに行っております。

阿藤部会長 鈴木委員、どうぞ。

鈴木専門委員 学習内容の分類のことなんですが、私は中間的な意見になるんですが、今までののは肯定的にサポートなさるような意見だったんですが、私も、こういうものがあるといいというふうに思うんですが、ここまで詳しく、前回配られた資料というか、実践センターの方の調査というのは私もその委員会に加わっていたものなんですけれども、ここでも私は、回答が上がってくるのをよく区分できるなというふうに逆に思っていたものでもありまして、きちんとうまくとらえ切れているかどうか、重複したりとかしているような部分もありますので、80 というのはやや多過ぎて、もうちょっと間ぐらいを取れないか、取れないかというのも変な話なんですけど、中分類ぐらいのものがあった方がいいのかなとも思います。細かすぎて、よくわからなくなる。

例えば、家庭教育、家庭生活というような部分があるのですが、家庭教育で子どもに対して何かを教えていくということと、家庭生活上で昔からの編み物ですとか何とか、そういうようなものと話は違うわけなので、その辺りを強調させるようなものがあった方がいいというようなことも、中分類的なものにするということもアイデアかなというふうに思いますが、その辺り、時間があれば御検討いただければというふうに思います。それが1点。

あと、生涯学習ということがあいまいだというか、すごく茫漠としているというようなことからくることであるわけなんですけど、まさにそういうことであって、社会教育調査でとらえようとしているのは社会教育という領域なわけですけども、学校教育というのはフォーマルだというふうに言われる。社会教育というのはノンフォーマルという言葉がかかってきたりするわけですが、ノンフォーマルと言いながら、その中でもフォーマルな部分を取ろうとしているわけです。しかし、社会教育はノンフォーマルだというふうに言

うんだけど、その部分のフォーマル的な部分というのも、法令がかなりきちっとしてないというか、きちっとすることができないような領域であるわけですから、かなりいろんなバリエーションが現実の場面ではあるということなわけです。行政の場面でもあるということなわけです。

生涯学習センターというものの存在自体をとらえるのは、御提案のようなところぐらいでしかないだろうというふうに思うんですが、例えば、その中で、先ほど斎藤先生からの御提案、御質問のところであったんですが、社会教育主事の有資格者について、生涯学習センターのところでは取ってみようというようなことになって、原案では示されております。前回の資料であります。

ところが、ほかの施設、同種の施設、公民館ではないのです。これまでずっと公民館に社会教育主事の有資格者がいるかどうかというのはありません。同種の施設といえば、青少年教育施設と婦人教育施設で、それにもありません。では、それについては、同じようなことを聞くように、今回、生涯学習センターでそれを聞くんですから、持っていった方がいいのかという話にもなるんですが、それもしか、政策的な誘導というか、施設の職員と、本来、教育委員会事務局に置かれているような専門的な教育職員である社会教育主事、その性格を混乱させていくというような政策的な誘導みたいなものが起きてしまう可能性もあるかもしれない。その辺りで少し慎重にやることが必要で、社会教育主事、有資格者というのは、何となく、私どもが知りたい情報ではあるのですが、ほかと同じように指導系の職員というふうに言うのか、あるいは生涯学習センターというものが機能が違うから、調査研究などもあったりとかして機能が違うから、指導系の職員とは言えないけれども、何か別な概念を考えるのか、そういうことが必要になってくるのではないのか。生涯学習センターというのを入れるということに伴って、ますます混乱してくるような気がしているということでございます。

もう一つなんですが、私は、女性青少年会館とか、そういうようなものがあったりして、それをどうするのかというような話を前回申しました。それとの関連ですが、これも斎藤先生の御提案なんですが、複合施設であることが多い場合もある。その複合の相手、あるいは複合か併設か、その相手などを聞くということも、1つ、センターというものがどういうようなものであるかということをおぼろげにするための仕掛けになるのではないかとも思います。

ちょっとまとまりがございませんが、生涯学習センターというようなものを出してくると、かなりいろんなことを関連して考えなければいけないというようなことがあって、も

うちちょっと慎重に対応することが必要ではないのかなというふうに思いました。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。この生涯学習センターについてはかなり意見が割れているので、文科省の対応も難しいことになってしまうんですが、生涯学習センターの定義そのものについても、機能でいくのか、名称でいくのか、そういうのも1つ論点になっておりますが、それをどうするかということ。

それから、施設の建築年・建築物の構造別の把握というのも、これでいくのか、あるいはもうちょっと別の聞き方があるのかということ。

それから、学習内容の区分なども、非常に少ない数から、80幾つという大変大きい数に増やしたんだけど、それで本当に答えやすいのかどうか、中分類ぐらいが考えられるのかどうか、こういうことも出ております。

それから、いわゆる複合的な施設が多い中で、これをどういうふうにとらえていくのかということもございます。

それから、職員の構成についても、ただいま御意見が出たような感じで、私はこの辺はよくわからないんですけども、社会教育主事発令者というのが非常に明確なものであっても、それを選り出して聞くというのは難しいのかどうか、その辺のサイコロジーがよくわからないんですが、ただ、生涯学習センターだけについて聞くのも何か不自然で、ほかの機関についても、そうであれば併せて聞く必要があるんじゃないかと、そういう関係もあるというふうなこともございます。

それから、いわゆる経済的な、経済機能の面をどうするのかということも1つテーマになっております。後のテーマに行って答えが出るのか、その辺があるのですが、この段階で一つひとつ答えを出していった方が時間的にも、事務的にはどうなんでしょうか。

會田統計審査官 あと30分ぐらいは。

阿藤部会長 大丈夫ですか。1つは、生涯学習というもののとらえ方というのは、ある意味では大変根本にかかわる問題で、個別の今のやっている調査で、しかも調査票が目の前にあって、さて、生涯学習とは何ぞやと言われても、とてもではないけれども、意見のまとまり等もつかないという感じがいたしますので、その辺りは、これは以前からもあったかもしれませんが、あるいは文科省にもう一步お考えいただく。生涯学習とは何ぞや、その中でフォーマルなもの、ノンフォーマルなもの、しかし、ノンフォーマルの中にも、今あったように、ややフォーマルなもの、更にはかなりプライベートに近いものとか、いろいろあって、一体この調査ではどの辺をねらってやるのかという、少し体系立っ

たお考えを定めながら、この調査の位置づけをもう少し考えていただくというぐらいでない
と收拾がつかみませんので、その点はそういうことでよろしいでしょうか。では、そうい
うことで、宿題のような形になりますが、ひとつよろしくお願いいたします。

野島専門委員 済みません。追加でちょっと。

阿藤部会長 今の点ですか。

野島専門委員 いえ、論点というか、検討していただきたい事項で2つほどあるんです
が、いいですか。

阿藤部会長 どうぞ。

野島専門委員 追加して検討していただきたいことなんですが、1つはボランティアに
ついてです。登録しているボランティアを調べるというのがあるんですけども、研修な
んですが、例えば、公民館でやった場合には、共催とか、委託にするにも、公民館が研修
をするというのが調査の意図になりますね。でも、実際には、各公民館が研修をやるとい
うことは、多分、経験的に見て少なく、例えば、社会教育課とか生涯学習課で、その地
域の生涯学習ボランティアですとか人材バンクを対象にして研修をするんです。その研修
の対象者が各公民館にいる人たちというのが、現実的には大変多いと思うんです。そうし
たときに、これに答えるときに、公民館が研修をやるかということ、やっていませんなど
ということになってくるので、その辺は少し整理して、市町村の社会教育課ないし生涯学習
課がやっても、それは研修というふうに見ていくようなやり方がいいのかなと思っていま
すが、その辺、検討していただきたい。これが1点です。

2つ目が、野村先生がおっしゃられた経済的な事項に関することになるかと思いき
れども、施設そのものを運営するときに、まず、施設をどう市民、住民が使うかという
と、学級講座で使うことも多いんですけども、通称サークルとか学習グループで使う。これ
は延べで言いますと、講座の利用者が1に対して、サークルが延べで使う人数は9ぐら
いになるんです。その人たちが使うときに、施設が部屋代を取る。つまり、有料というこ
ろもありますし、無料というところもあるわけです。これは施設運営としては非常に大き
い問題だろうと思います。有料、無料というのは大きな分け方ですが、一応、有料にして
おいて、減免措置等を使って、実質的に無料というのはあるようですけれども、その辺も、
大ざっぱだけれども、施設の運営、経済的事項として取ってもいいのかなという感じはし
ます。市民の一番気にするところ、お金を出して使えるのか、そうではないのかというの
は、社会教育施設としてはとても大事なことだと思います。

この2点なんですが、あと、もう既に出ていた、特に鈴木先生がおっしゃった学級・講

座の内容で、これはやはり多過ぎるという感じもします。書く方も大変なので、重複しているところもありますから、少し抑えてほしいということが1つあります。それから、私がちょっと気にしているのは、ここでもしある分類が出されます。そうすると、行政は、今までそういう分類について基準というのが、余り統一的なものがないものですから、今度、聞かれるとすれば、これを基にしているんな事業をしていこう、つまり、行政の中の分類がこれで定着する可能性があるわけです。そういう点では、少し慎重にこの分類を考えていく。

それから、用語の問題でも、例えば、教養というところに、要するに娯楽系のものがずっと入っているわけですが、市民的教養といったら、むしろそっちの方でないのかもしれない。そういう言葉の使い方の問題ですとか、それから、これが並べられていったときに、趣味・娯乐的なものが先にあって、それからスポーツがあって、家庭教育がある。そういう順番を見ていくと、やはり前の方が大事なのではないかというような見方も出てくるかもしれません。だから、これは次の回にでもひな型をつくっていただいて、原案で私たちが一応検討させていただきたいという思いを持っています。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。今、野島委員から出された最初の点、ボランティアの、書き込む側が判断を迷う、あるいは、これはないものと決めてしまうということがないようにするという点は、何か手引に書き込むとかですか。

文部科学省 そうですね。手引とかで、その辺、誤解のないように工夫したいと思います。

阿藤部会長 2番目の経済事項については後で少しまとめて議論したいと思います。

3番目は、先ほどから出ております学習内容なんですけど、これは先ほど笹井審議協力者からも、直接のカテゴリーを、利用した側の方からのお話を伺いましたけれども、恐らくこれについては調査を実施する自治体の方の御意見でも、たしか前にあったと思うんです。やや負担が大きいのではないかというふうなこともありまして、今日はかなり御意見が出たんで、どうですか、次の回までにその問題だけ置いておくことはできますか。

文部科学省 改めて検討させていただきます。

阿藤部会長 ということで、文科省さんには二度、三度とあれしますけれども、かなりいろんな御意見が出ましたので、この問題についてのみ、のみかどうかはちょっとわかりませんが、今日、答申案の骨子を出しますけれども、宿題として、次回までに御検討願えればというふうに思います。

浅井専門委員 済みません。もう一つ、検討まででなくても、文科省の方でもうちょっと修正していただければと思うんですけれども、前にいただきました調査票の5番のところで、学習成果の評価についての項目があるんですけれども、学習成果の評価という概念がちょっと選択肢からずれています。学習成果の評価といいますと、修了証を出したり、単位を出したり、認定証を出したりとかいうことになりますので、1番につきましては事業評価の方ですし、選択肢の3番は学習成果の活用に入ってしまうので、項目の名称を変えるのか、選択肢を変えるのかということで、整理していただければと思います。

會田統計審査官 先生がおっしゃいましたのは、生涯学習推進センター調査票の後ろの方にある13番の事業実施概要の中で、(5)に学習成果の評価というところがあって、その選択肢が、いろんなものが混在しているという御指摘でございますか。

浅井専門委員 そうです。

阿藤部会長 学習成果の評価の実施の有無ということがあって、あるという場合に、カテゴリーとしては3つほど、その他があって4つ上がっていますけれども、この評価のためのものとしてはやや異質なものがあるということですね。

浅井専門委員 そうです。

阿藤部会長 この点についてはどうでしょうか。

文部科学省 検討させていただきます。

阿藤部会長 それでは、御検討をお願いいたします。

あと、複合施設の取扱いについて、幾分御意見が出たように思うんですが、この辺の整理はどういうふうになりますか。

文部科学省 そこも併せて、引き続き検討させていただきます。

阿藤部会長 わかりました。

もう一つ、職員構成の方で、社会教育主事発令者数を、今回、例えば、生涯学習センターだけについて聞くということと、そうすると他の施設にはどうなのかというふうな問題があります。そもそも聞くのも結構波乱を呼ぶのではないかとか、そういうような御意見もあったんですが、これについてはいかがですか。

文部科学省 確かに御指摘のように、データを取ること自体が政策的にある方向へ誘導するのではないかというような御懸念はよく理解できますので、その辺も含めてもう一度整理をさせていただきたいと思います。

阿藤部会長 確認なんですけれども、そういう施設が社会教育主事発令者を置くとかいうことは決まっていないわけですね。

文部科学省　そうです。

阿藤部会長　それはその施設ごとの判断、あるいは自治体の判断。

文部科学省　そうですね。そういうことになります。

鈴木専門委員　本来、社会教育主事というのは施設に置かれるものではないので、青少年教育施設とか何かには、それを聞くことをやっていないわけです。ただ、実態としては、発令して置かれている。それも、資格を持っていない人を社会教育主事という発令をして置くというような、社会教育の領域の法令の不備というか、不徹底というか、いい加減さというか、だんだん言葉が悪くなるんですが、ありまして、そういうような実態をとらえようとするので、極めて難しい。ですから、資格を持っている人がいるということで変えているんですが、そうしますとまたいろいろ問題が出てくるかもしれないからということの配慮だと思います。なのに、生涯学習センターではちょっと踏み込んでおられるから気になったということです。

阿藤部会長　ということになると、むしろ、行政的にその辺をどうするのかということをもまず整理した上でないと、ちょっと質問もしにくいということになるのではないかと思いますけれども、御検討をお願いします。

文部科学省　はい。

阿藤部会長　それでは、一応、経済的な問題、あるいはデマンドサイドの問題について御意見が出ましたけれども、後の方と絡めて御議論願うことにして、少し先に進めさせていただきます。論点メモの中で残った部分で、6番のオンライン調査の導入ということがございますが、これについて、文部科学省さんから御説明願います。

文部科学省　今回、この調査につきましては、政府統計共同利用システムに基づいた運用というものが20年度から開始されますので、早速そのシステムを活用したオンライン調査を導入するというので、実施者の負担軽減とともに全体の事務の効率化を図ってまいりたいというふうに考えております。このシステムを使った統計調査ということでは、恐らく先鞭をつけるような調査の1つになるかと思いますので、これについては是非実施したいと考えておりますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

阿藤部会長　それでは、この問題について、いかがでしょうか。廣松委員。

廣松委員　今おっしゃったとおり、このシステム自体は、この4月から正式に動き出すということで、この調査がそのシステムに乗れば、私はそれは大変いいことだと思います。

阿藤部会長　ありがとうございました。ほかには特にございませんか。どうぞ、東京都さん。

東京都 新しい取組みをするということは、実際に実査に当たる者としては非常に結構なことだなというふうに思いますが、負担軽減という意味で言うと、どのくらいのことについて、どういうふうに負担軽減されるのかという意味で、例えば、調査票の提出においても、提出していただけるものと、オンラインを使って提出していただける方々の把握をどうするのかとか、自治体側の方でもよく注意をしなければならないこともあろうかと思えます。

また、先ほどの御審議の中でもございましたけれども、いろいろな解釈とか、調査客体の方でも質問や疑問が出てくるのではないかと思われます。オンラインのシステムを操作するという意味での質問と、それから、調査内容についての質問が混在して問い合わせが来るということが実態になるのではないかなと思しますので、そうしたことについての負担軽減、問い合わせ対応、それをどうするのかといったような問題もあろうかと思えます。そこら辺について、十分、ヘルプデスクその他、御検討いただかないと、かえって現場の方では負担軽減の問題が大きな問題として今後取り組むことになってしまうようなことになりかねないので、是非そこら辺について十分御検討いただいて、スムーズに調査できるように御配慮をお願いしたいと思います。

阿藤部会長 ということで、これは取り入れるということで一応、決められていることなんですけれども、調査実施者の側からすると、それが負担軽減に、慣れてくればいずれはなるのかもしれませんが、特に導入時に混乱ということもないわけではない。新しい試みに対して、答える側に戸惑いとか、かえって時間がかかるとか、そこで混乱がまた起きるということもあり得るので、その辺、一種の手続を、スムーズになるように、是非、御努力をお願いしたいと思います。

文部科学省 その関係で。全く御指摘のとおりでございます、これはほかの文科省が今後実施する統計調査にも共通する話だと思いますが、当然、調査自体の中身の説明と、そういうシステム利用についての説明ということと、きっちり分けて、両方について十分御説明をさせていただくとともに、共同利用システムの利用につきましては、一度、本調査の前に試行運用という形のプロセスも設けまして、そこで実際に担当者の方々に使っていただきながら、そういう操作に慣れていただくとともに、問題点、御質問等がありましたら、そこについてはきちっと対応して、できるだけ円滑に本調査の方へ持っていけるように、そこは最大限こちらとしても努力して対応させていただきたいと思っております。

阿藤部会長 ありがとうございます。浅井委員、どうぞ。

浅井専門委員 導入自体は大変よいことだと思うんですけれども、問題は、今度は被調

査者から直接ですね。都道府県を通さないで、市町村から直接入力になるんだろうと思います。そうしますと、いつを締切にして、きちんと締切日までに回答してくださるのかどうかということは非常に大変なことではないかと思います。私どももそうなのですが、私ども研究者の情報は、リードとかがあるんですけれども、いつでも入力できるとなると、全然入れなくなるんです。今までは紙でしたから、都道府県が市町村にかなり催促をして回収していたのではないかと思うんですけれども、どういうふうに入力の期限を決めて督促をするのかというところをきちんとお考えになっておいた方がよろしいのではないかと思います。

阿藤部会長 どうぞ。

文部科学省 御指摘の点、よく理解できます。ただ、文科省の場合は、今年度までは我が省の独自のオンライン調査のシステムを持っておりましたので、教育委員会、あるいは統計主管課の方々の立場からすると、ある程度そういった形によるオンライン調査の御経験というのは蓄積されていると思いますので、それを別のシステムに移行するということになりますので、なるべくそういう御心配のような点が生じないように、そこは引き続きこちらとしてもケアをしていきたいと思います。

阿藤部会長 嶋崎委員、どうぞ。

嶋崎専門委員 参考までに、今のそちらが持っていらっしゃるシステムですと、どのぐらいがオンラインで回答されるんですか。そういう実績があたりであれば、少しその辺を教えていただきたいんです。

文部科学省 どれぐらいそのシステムを使っているかということですか。

嶋崎専門委員 負担軽減になるということだと思いますので。

文部科学省 都道府県によっても多少ばらつきがございますが、大半の都道府県では、例えば、学校基本調査みたいなものについては、今、9割以上がシステムを使って御回答をいただいている状況でございます。

阿藤部会長 どうぞ。

東京都 学校基本調査について、東京都が一番量が多いんですけれども、公立学校についてはおおむねオンラインで入力していただいておりますが、私立学校については、特に幼稚園なども、公立の幼稚園もそうですけれども、若干御協力いただいていないので、私立学校からのオンラインの入力というのは非常に低いです。ですので、このケースで言うと、新しく対象を民間施設も含めてということでございますので、どのようになるのか、心配な面もございます。

阿藤部会長 個人、世帯のオンライン調査に比べれば、ほとんど逆の数字です。やはり施設であるということがあって高いんだと思いますが、新たに民間なども加わるので、その辺の配慮もよろしく願いいたします。この点についてはよろしいでしょうか。それでは、オンライン調査については、計画どおり、支障がないように、十分配慮しながら進めていただくということをお願いいたします。

それでは、7番目の集計事項の改正について、文部科学省から御説明願います。

文部科学省 集計結果のデータについての整理の仕方という点でありますけれども、17年度調査におきましては、これは類似施設も含めますが、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、社会体育施設、これらの施設については、都道府県別だけではなくて、市町村別の施設数及び職員数というものを集計し、公表してございましたけれども、20年度については、それ以外の対象施設、すなわち、博物館、類似施設、文化会館、民間体育施設、今回新たに追加いたします生涯学習センターというものについても、市町村別に施設数及び職員数を集計するというものでございます。これは各市町村の方からの、今後、自分のところのデータということで、きちっとそれを把握することによって、今後の施策に生かしていくという、非常に要望が強うございますので、そういうものに対応した改正ということでございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。それでは、これについて御意見ございますでしょうか。特にございませんか。それでは、これについては計画どおりに、よろしく願いいたします。

それでは、8番目の課題への対応に移らせていただきます。課題というのは、平成17年ですか、前回の本調査において、答申で今後の課題とされていた事項でございますが、論点メモにその該当部分を抜き書きしております。本調査と、それに関連する統計調査について、社会教育・生涯学習の全体像を把握し、行政課題に的確に対応した基礎資料を整備する観点から、調査の在り方及び調査体系の見直しが求められている。見直しに際しては、調査結果のさまざまな集計、分析、利用等が可能になるように、調査の範囲及び調査の単位、経理事項の把握等についての十分な検討が併せて求められております。

今回の計画は、前回答申に求められた課題に応えたものとなっているかどうか、不十分と思われるものについては、今回計画で対応するよう修正することが可能かどうか、または引き続き検討を求めるかについて、全般的に御意見をいただきたいと思いますが、今回の資料4に、平成14年と平成17年の課題への対応ということで、文科省から資料をいただいておりますので、まず、それについて、対応状況を文科省から御説明願います。

文部科学省 この前の親委員会の方でも非常に厳しい御指摘をいただきましたので、その点も踏まえまして、前回、つまり平成 17 年の答申だけではなくて、前々回の平成 14 年当時の答申についても、要点と、それへの対応状況ということで、一応まとめて作成させていただいております。

1 枚目の 14 年のときの答申への対応から御説明させていただきますが、まず、「調査対象施設の把握」ということについては、これは事業所・企業統計調査を活用してはどうかというお話でしたので、これについては 17 年度調査から実施しておるところでございますし、当然今回の調査についても参考にさせていただく予定でございます。

それから、2 番目の「ボランティア活動状況の把握方策の検討」ということで、これについても、17 年度については、まずは男女共同参画という視点に立って、男女別の人数把握を行ったという点での改善をしておりますし、20 年度については、もう少し活動状況の実態を把握するというようなことで、今回御提案しているような形の調査項目を追加をしたということでございます。細かい点でまだ修正の余地はあろうかと思いますが、一応、そういう形で、方向としては対応しているというふうに私どもとしては考えております。

3 点目は「調査方法の検討」ということでして、要はオンライン調査の導入ということが指摘されておりましたけれども、これについては、1 回飛ぶような形にはなりませんが、20 年度、今回の調査から、先ほど御説明しましたように、政府統計共同利用システムを使ったオンライン調査の導入をやっていきたいと思っております。

それから、「その他」ということで、ここが一番大事な点かと思いますが、要は社会教育・生涯学習活動全体像をとらえる統計の在り方について、現在の統計体系の見直しを含め検討ということございました。全体像をとらえるということに少しでも近づくということもありまして、当時、生涯学習関連事業等調査という届出調査が社会教育調査と別途あったわけでございますが、17 年度調査の段階で統合したというような対応をさせていただいたということでございます。

続きまして、2 枚目の 17 年の答申における課題ということで、ここで再び「調査の在り方及び調査体系の見直し」ということが指摘されたわけでございます。ここでもやはり社会教育・生涯学習の全体像を把握し、行政の課題に的確に対応した基礎資料を整備する観点から、調査の在り方及び調査体系を見直すということございました。

この意味するところは、私どもの受けとめとしては、先ほど申し上げた 14 年のときに届出調査を社会教育調査に統合するというだけでは不十分であるというような御指摘をいただいたというふうに理解しております。そういう観点から、今回、更に検討いたしま

して、従来、承認統計としてありました生涯学習・社会教育施設調査を社会教育調査の方に統合して一体的に把握をするということと、生涯学習センターという、これまで必ずしもきちっと把握できていなかった施設についても、新たに網かけをするといった見直しを行ったということでございます。

それから、最後の「調査範囲及び調査単位、経理事項の把握の検討」というところでございます。範囲につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、生涯学習センターを新たに追加するという点が大きなところかと思えます。それから、これは再三御指摘いただいております施設単位で実施するという点で果たしていいのか、利用者サイドからの情報収集が必要でないかという御指摘がございました。

これも前回、多少御説明いたしましたけれども、調査の継続性と、社会教育・生涯学習を推進するツールとしての社会教育施設というものが、今後とも生涯学習を推進する上での中核的な役割を果たしていくということについてはトーンは変わらないであろうといった観点から、施設単位で調査をするという点については、これも根本的に修正することは困難と考えておりますけれども、利用者サイド、あるいは活動の把握、実態の把握といったようなこともデータとして取れるような工夫ということで、学習内容の区分といったようなことを、今回、それを細分化することで、少しでもそういった実態を把握できるような方向には持っていきたいというふうに思っております。

それから、経理事項については、繰り返しになりますが、やはり経済センサスの調査対象ということで、その動向、関係も見ながら今後は考えていく必要があるであろうと思っております。ただ、これも実は簡単な話ではなくて、特に自治体設置の社会教育施設については、経理、収支については独立採算で行っているところはほとんどございません。一部指定管理者制度の下で第三者に応援を委託してある部分については多少把握が可能かもしれませんが、大半の施設については、教育委員会なり市町村、あるいは都道府県単位での総体として把握をしているという場合が恐らく大半ではないかと思っております。その辺をどういうふうに、もう少し詳しく施設単位で把握していくかということは、ここは引き続き大きな課題だと思っておりますが、今回の調査の段階でこれといった答えを出すのはなかなか難しいというふうに私どもとしては考えております。

もう一点、この関連で補足ということになりますけれども、多少先ほどの繰り返しになりますが、学習者を対象とした調査というものをもう少し考えていくべきではないかということについては、内閣府が定期的に行っている調査などもありますけれども、ある程度既存のものとして、そういうものは私どもとしても活用はしているところではあります。

果たしてそれで十分なのかという点については、引き続き検討していく必要があると思っておりますが、これはかなり根本的な、そもそも社会教育とか生涯学習の場面において、どういった統計調査を整備すべきであるかということ、もう少し更地で議論をする必要があると思っております、並行して今、基本計画部会の第3ワーキンググループもやっておりますので、その場でまた改めて御議論させていただけると大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。平成14年と17年、前回、前々回の統計審議会の答申で今後の課題とされた事項についての、これまでの対応、あるいは今回の対応について御説明願いました。前回、統計委員会の親委員会の方で私の方から報告したときに、一部の委員から、そういった過去の答申に対して、検討事項になっていることがまだ不十分ではないかと、そういうふうな御意見がございましたので、お答え願ったわけです。これについて、今まで議論したことと大分重複している部分がありますが、野村委員、再度。

野村委員 例えば、体系論を考えると、一歩ずつ進むという中で、17年なり14年、少しずつ統計調査の統廃合が進むということは、それ自身は歓迎すべきことであることは理解しておりますが、体系論を考えるとということと、ある程度の具体的な工程表を持って、それを一個一個こなしていくことはやはり違う。恐らくその認識は既に十分おわかりの下でお話をされているんだろうと、最後のお話に触れますと、もう少しという言葉がありました。まさに更地の中で基本計画部会等で考えていくものであるかもしれないということであると思えます。

先ほどちょっと批判がございましたが、その部分を考えてときに、活動は無限であると、それによって考えたときに、生涯学習というものの体系論を推し進めることは、範疇としてカバレッジが難しいのではないかというお話もございましたが、それはやはり違うのであろう。

例えば、私自身が家庭菜園をして、何か野菜を食べた。それは私自身のGDPとして含めるべきなんです。私が生産して私が消費した。私はそれは申告していないといったときに、家計消費の中に入ってこないといったときに、では、GDP統計は意味がないか。例えば、SNA統計の体系は意味がないか。経済活動もまた無限にある。いろんな活動が、ボランティアも含めまして、その範囲が、フロンティアが拡張しているわけです。徐々に徐々に体系的な視点の下で拡張して、より包括的な、よりカバレッジの広い、より国際比較に適したような概念に基づいて構築していこうと、全機運的に進んでいくという形なわ

けです。それ自身が体系論とか、そういうものを否定するものでは全くないということが1つあると思います。

そのためにはやはり分類学というものもあり、私自身は経済屋ですので、学習、あるいは教育の専門家の先生方に具体的に何かというのは全くないんですけども、地域性があるということによって分類が日本独特であるということの根拠には、もうほとんどならない。地域性があることは当然であり、例えば、産業分類も職業分類も商品分類も、日本には例えば豆腐屋さんがあり、フランスの分類の中に豆腐屋さんを入れてくれなどという話をしてもしようがない。地域性がある。ある集計レベルの下で、例えば、2桁とか1桁、大分類かもしれませんが、そういうところで国際比較の可能性を残す。

一方で、外国には分類学というものをしっかりと見ている人が大抵いるんです。私は教育については残念ながら余りよく知らないんですが、先ほどOECDとEUで違った分類を同じ対象に対して使っているという話がございましたが、去年の今ごろはOECDに単身赴任していたんですけども、教育分類のことについては考えてみなかったのですが、そのときの感じからしても、EUとOECDが本当に違った分類を使ってするものかなというのは、彼らはそこに関して、国際的な標準分類だとか、スタンダードなものを提供しようということに対しては、国際機関なり、EUかユーロスタッドは敏感になるということであると思いますし、ある程度の2桁というような下で考えていく、整合性を取っていくということが分類学的にも重要であり、また、分類学というのは相互の中の内部のコンシステンシーといいますか、整合性があって、重複するような分類があってはならないわけです。そういうものの合理的な根拠があるものを抽出していこう、それを改善していこう、ユネスコのICDは少なくとも30年以上前にできているような体系から、リビジョンをある程度繰り返しているように認識していますが、そういうものの中で、合理的なものに少しずつ近づいていっているわけです。

日本の分類を見ても、これとこれ、どっちに入るんだろうというようなものがごちゃまぜのままに見えます。もしそうではないということであるならば、研究所等で分類学についても検討されたペーパーとか、そういうものを具体的に提示されて、どのレベルで国際的な整合性を保っているんだということを具体的に提示されるべきだろう。それは体系論を考える上での第一歩であろうというふうに思います。

経理事項についての捕捉というのは非常に難しいものである、記入者負担の大きな増大であるということは非常によくわかるんですが、体系としてのバランスとして、統計調査の中に記入者負担の非常に重いものもあり、経理事項を聞くということは非常に重いもの

ではあると思うんですが、そのバランスがどうなんだろうということは考えるべきであると思いますし、経済センサスの動向を注視するというのは当然であります。経理事項の捕捉は行わないがという、先ほどもそうですが、事実の問題ではなくて、その根拠、その権利と申しますか、それ自身を明確に論理として提供すべきであり、それ自身が記入者負担を持つことは当然であるわけですが、絶対的な記入者負担を議論してもしようがないので、その場合は総体的に、どちらの調査項目を入れることが本来の目的に合うのであるということをしかりと論じたものを書いていただきたい。

ちょっと長くなって恐縮なんです。平成14年のときの議事録を読んだときに、当時の統計審議会の会長だと思っておりますが、生涯学習の全体像をとらえる体系としてこの統計が重要であり、だから指定統計となっているという理解であったというような御発言がございました。もう一段階、体系論を考えると、今の御回答は十分ではないのではないかと思っております。

阿藤部会長 浅井委員。

浅井専門委員 ここで生涯学習の概念とかを検討するところではないだろうと思っておりますけれども、中教審の方できちんと整備されていますので、もしよろしければごらんいただきたいんですけども、社会教育と学習は全く違います。社会教育というのは、あくまでも生涯学習を支援する側の方のものでして、ポツですべてつながってしまっているところに混乱があるんだろうと思っておりますので、そこはお気をつけいただきたいんです。これは社会教育調査でして、例えば、資料4の一番下の「その他」のところでしたら、四角の中ですが、「社会教育・生涯学習支援の全体像」あるいは「生涯学習振興の全体像」とおっしゃっていただければ間違いはないだろうと思っております。

それから、次のページのところもそうなんですけれども、(1)の四角の中ですけれども、「社会教育・生涯学習の全体像を把握」という言葉を使ってしまっているところに問題がありまして、「社会教育・生涯学習支援」とか「生涯学習振興の全体像」と言えば、混乱が生じないだろうと思っております。学習と教育を混乱させているところにおかしな話がありまして、それは中教審の方ですべて整理されていますので、もしあれでしたら、ごらんいただければと思います。

野村委員 お話の趣旨は、生涯学習支援という形で、生涯教育にも生涯学習支援という活動の中でいいのではないかと。生涯学習そのものが、御自宅で読書をしている時間そのものを調査するというものが対象になるかどうか、そういうものは多分、外になるかもしれませんが、学習支援という活動の中で、体系論という形の議論で構わないのではないかと

思いますし、それは当時、14年、17年に求められていたものと用語上の混乱が特にあるとは思いませんが、どうでしょうか。

阿藤部会長 廣松委員、当時出ておられたから、何かございますか。

廣松委員 2回とも私が部会長をやっていたわけですが、そのときは今回ほど生涯学習、あるいは先ほどの言葉だと生涯学習支援ということと社会教育という言葉がそれほど議論されたわけではなくて、どちらかというところ、これは経緯からそうですが、社会教育という方が先にあって、その中で、あるいはそれとの関係で、今回、資料として、「施設、事業から見た生涯教育における社会教育の位置づけ」というポンチ絵を出していただいています。ここまで来るのにかなり時間がかかったということも事実だと思います。

したがって、今回は、私個人としては、先ほど御説明があったとおり、生涯学習センターというか、何かをこの中に取り込むというのは大変大きなワンステップだろうと、今、評価しています。ただ、それがゆえに、統計調査名として社会教育調査ですか、社会教育ということと生涯教育との間の関係というのがもっと先鋭に浮き出てきたということだと思えます。

もう一つ言いますと、特に14年辺りはそうですが、当時は記入者負担ということが最も大きな、こういう審議をするときの視点で、なるべく調査項目は削るとというのが大前提だったということがあります。したがって、この社会教育調査には限りませんが、かなりの部分、調査項目を落としたという経緯もあります。それを少しずつ、余り削り過ぎるといって、必要な情報も取れなくなるというのは、統計調査として意味がないという一種の反省もあって、徐々に今、ある程度、記入者負担とのバランスの問題ですが、調査項目を新たに追加するという方向に行きつつあると思います。

したがって、私個人は、勿論、当時から生涯学習というものの、ここで「体系的」という言葉を使っていますが、そのことを答申の中で書いたわけですが、既に6年たつわけですから、今回、1つの大きな一歩だとは思いますが、やはり継続してというか、統計調査として、どういう形で生涯学習、あるいは社会教育というものをとらえていくかということを引き続き御検討いただければというふうに思っています。

阿藤部会長 先ほど議論の中で、生涯学習とは何ぞやという大問題については、なかなかこの場では議論しにくいのでということがございましたが、生涯学習に関する、あるいは社会教育に関する調査という点でも、そういう根本問題ともかかわる部分が当然あるということですので、先ほどの繰り返しになりますが、これについては今後また文科省の方で御検討いただくということと同時に、先ほどもちょっと出ましたけれども、現在、統計

委員会の専門部会の第3ワーキンググループでテーマ別に、まさに統計の体系的見直しをしておりますので、教育分野について、そこでまた議論が当然出ると思いますので、その際また文科省とも御協力しながら議論を進めたいというふうに思います。この部会としては、そういうことが今後の検討事項だというふうに思います。どうぞ。

鈴木専門委員 余分なことなんです、一言言わせてください。私、14年も17年も専門委員でお世話になっていたんですが、なるほど、このように対応なさっていることはよくわかるのですが、対応なさっているのがほんの数か月、続いていけないのですが、継続的に、日常的に、これから3年後を目指して、明日からなり、答申が出てからすぐにやらないと、学習内容、講座内容の80項目が突然出てくるわけですし、それを検討するようなことをずっと継続的にやる。かなり白けた雰囲気、まずいことを言っているというのを自覚していますが、それを継続的にやらないところに役所の仕事のまずさがあって、いろんなことを言われることになるのだろうというふうに思います。日常的、継続的に検討をなさっていただければありがたいと思います。

以上です。

阿藤部会長 ということでございます。この答申の今後の検討課題ということで、再度書くと同時に、基本的に第3ワーキンググループで議論する、あるいはそちらの方に申し送りというんですか、座長メモの形にするのか、そういう形で検討課題といたしたいと存じます。

そのほかの点、経済事項の点も、これもまた検討事項ではありましたが、なかなか今すぐ結論が出にくいと同時に、そう言っているうちに経済センサスというものが行われるということにもなってきていますので、また検討課題という統計委員会の方で怒られるかもしれないけれども、それを見てということに多分なるんだと思いますが、そういう方向で引き取らせていただければと思います。

ただ、利用者サイドやデマンドサイドについて、もう少し検討する必要があるんじゃないか。それについての、例えば、特別の調査、あるいはこの調査の附属調査のような形になるのか、いろんな形があると思いますけれども、そういうものについても、同じく第3ワーキンググループでも議論しますが、文科省としても御検討願いたいということで、引き取らせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 では、そういうことで、あとの点は基本的に先ほど御議論いただいたことで決着がついていると思いますので、そのようにさせていただきます。

時間が 12 時になってしまいましたが一応、予定されていた論点の議論を終えましたので、答申案というものを次に準備しなければなりません、その答申の骨子案というものを作成しておりますので、簡単にその骨子案の構成の御説明をいたします。

(答申骨子案配付)

阿藤部会長 骨子案のメモがお手元に配られたと思いますが、骨子案は論点メモに沿った形で作成しております。枠に囲ってある部分が私が当初出しました論点メモとしてお示しした部分であり、ゴシック体で書いてある部分が前回の部会で審議した内容をまとめたものであります。この部分を基にして答申案を作成いたします。1の「調査の統合」から7の「集計事項の改正」までについては、次回計画の妥当性の判断を行うものであって、必要に応じて所要の改正を求めるといふ部分となります。8の「課題への対応」については、前回までの答申で課題とされていた事項について、的確な対応が行われているかどうかという判断を行って、必要に応じて、また更に次回以降での本調査の実施に際して対応すべき課題を提示する部分となります。前回と今回の審議で今後の課題の候補として、デマンドサイドに立った調査の必要性というふうなことがありましたが、これも「課題への対応」というところに含まれるということでございます。

1から5までの部分については、前回の部会までの審議の状況を踏まえた骨子案をゴシック体で記載しております。本日、一通り審議が終わり、文科省から新たな説明が加えられたものも若干ございます。

それらを踏まえて、骨子案を修正すべき点、加えるべき点等がありましたら、御自由に御発言とあるんですけれども、もう時間が来ておまして、本日、議論する時間がございませんので、1から5までについては、ゴシックで書いた部分については、この文案でよろしいかどうか、あるいは修正すべき点があるかどうかというふうなことで、御意見ございましたら、メールで事務局の方に御連絡をお願いいたします。

6番、7番については、本日、ただいま議論をしたところでございますが、6番、7番は特に大きな修正はなかったと思います。

それから、「課題への対応」については、本日の議論の前半でかなり御議論があったところで、これを事務局で手際よくまとめていただいて、これもまたメールで各委員にお知らせするというふうなことでよろしいですね。それについてまた御意見を伺うということで、次の回にそれを議論した上で、更に答申そのものの案を、当然事務局で準備して、そういう議論を踏まえてしていただくことになると思いますが、それでは、會田統計審査官、どうぞ。

會田統計審査官　ただいま配付させていただきましたのは、答申の基になる骨組みということで、皆様方に御検討いただきたいのは、こういう事項が抜けているとか、例えば、これでイエスと言ったのは実はノーだったのではないかと、そういうところの御指摘をいただければと思います。表現とかにつきましては、最終成果物は答申の文章になりますので、この段階で余り文言を修正しても意味がないので、お願いいたしたいと思います。できましたら、17日の月曜日までに、事項とか、最終判断とかについて御意見、コメントがございましたら、いただきたいと思います。

ただ、このゴシックで書いてありますのは、第1回、前回の部会の際の議論で、今回、大分議論が進んでいると思いますので、新たに加えなければいけないところはございます。あと、部会長ともいろいろ調整しまして、次回26日に部会がございしますが、その前までに、答申の骨子ではなく、答申の案文を作成いたしまして、それを事前に皆様にお送りしまして、それについて次回の部会の際には御議論いただきたいというふうに考えております。

今回は3月26日、やはり午前中、この若松町の統計局の庁舎の6階の会議室を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

阿藤部会長　あと、先ほど、若干ですけれども、文科省の方に今回の調査票について、少し御検討いただくことがあったと思いますので、それも事前に準備していただいて、事務局の方に送っていただいて、更に委員にお伝えするというにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

文部科学省　はい。

阿藤部会長　それでは、本日の審議はこれまでといたします。ありがとうございました。